

「岩倉市婚活イベント開催業務」公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

岩倉市婚活イベント開催業務

2 要領の目的・基本的な考え方

この業務は、未婚者を対象にした取組で、結婚を望む人の出会いから結婚へ至るまでの寄り添った支援を行い、地域全体で出会いと結婚を祝福する機運の醸成を図るとともに若い世代の結婚への関心を高め、婚姻数の増加を目指すために行うものです。

この要領は、婚活イベント開催業務を委託するにあたり、民間の企画とノウハウなどを生かした企画提案を求め、受託者を選定するために実施するプロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

3 業務の概要

(1) 委託業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 提案上限額

80万円（消費税及び地方消費税額（10%）を含む。）

5 発注者

岩倉市長 久保田 桂朗

6 契約方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された優先交渉事業者と本市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で本業務に係る委託契約を締結します。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのままの契約内容となるとは限りません。

契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがあります。優先交渉事業者と契約が整わなかった場合は、次点とされた事業者と協議を行います。

(1) 費用の支払

委託業務完了後、委託者の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うものとします。

(2) 費用の分担

受託者が委託業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しません。

7 参加意思表示

プロポーザルに参加する場合は、企画提案書、見積書等必要書類の提出意思を様式1により令和6年6月14日（金）午後5時15分までに岩倉市健康こども未来部こども家庭課あてに、郵送、持参又はEメールにより提出してください（期限必着）。

8 企画提案書・見積書の作成、提出

提出書類については、提出後の修正は認めません。

- （1）作成方法 企画提案書及び見積書に関する事項は、企画提案書等作成要領（別紙2）のとおり
- （2）提出期限 令和6年7月3日（水）午後5時15分まで
- （3）提出方法 郵送又は持参（期限必着）
- （4）提出先 岩倉市健康こども未来部こども家庭課
- （5）提出部数 原本1部、写し10部

9 スケジュール

優先交渉事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。

なお、審査日等の日程が変更になる場合は、本市から提案事業者に連絡をします。

（1）参加意思回答期限	令和6年6月14日（金）
（2）質問書の提出期限	令和6年6月19日（水）
（3）質問に対する回答	令和6年6月26日（水）
（4）企画提案書類等の提出期限	令和6年7月 3日（水）
（5）審査結果の通知	令和6年7月12日（金）

10 質疑

本業務に関する質疑については質問書（様式は任意）を提出してください。

- （1）提出期間
募集開始から令和6年6月19日（水）午後5時15分まで
- （2）提出方法及び提出先
件名を「岩倉市婚活イベント開催業務」とし、下記担当までEメールにより提出してください。
- （3）質問への回答
令和6年6月26日（水）までに、Eメールにより全事業者にまとめて回答します。

1 1 選定方法・基準

(1) 優先交渉事業者の選定

選定委員会による書類審査により優先交渉事業者を決定します。

(2) 審査方法

提出された企画提案書などの内容について審査します。各選定委員の評価点の合計を総合評価点として、総合評価点の最も高い者を優先交渉事業者とし、総合評価点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とします。総合評価点の同じ者が複数ある場合は、各選定委員の多数決で決定するものとします。

なお、申込者が1者だった場合は、総合評価点が7割未満の場合を除き、優先交渉事業者とします。

(3) 評価基準

選定にあたっては、以下の項目を重視し評価します。

ア この事業を提案するにあたり、本市の現状と課題についての理解

イ 提案事項の的確性

ウ 企画提案内容の魅力、独創性

エ 広告宣伝内容の発信力、集客力

オ 業務遂行の体制、取組方針

カ 業務実績

1 2 選定結果の通知

企画提案のあった全事業者に対し、令和6年7月12日（金）に書面により選定結果を通知します。

1 3 提案の無効に関する事項

次の各号の一つ以上に該当するときは、その者の提案は無効とします。

(1) 提出物に虚偽の記載があるとき。

(2) 企画提案書等作成要領（別紙2）に適合しないとき。

(3) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。

(4) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

(5) その他、本市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

1 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に該当しないもの。

(2) 提出書類に虚偽の記載がされているもの。

(3) 見積書の合計金額が本実施要領4の提案上限額を超えているもの。

(4) 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。

15 その他

- (1) このプロポーザルに参加するために係る費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製をすることがあります。
- (4) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書類等の提出は、1事業者につき1つ限りとします。
- (6) 提案募集に参加する者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (7) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、本市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用し、及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は、著作権人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は「岩倉市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当部分を明らかにしてください。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、本市が定めます。

【担当】 岩倉市健康こども未来部こども家庭課（山田（真）・岸）

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

TEL 0587-50-0372（直通）

FAX 0587-66-6380

E-mail kodomokatei@city.iwakura.lg.jp